

1. 大綱の概要

適用の基礎となる増加雇用者数を地域雇用開発促進法の同意雇用開発促進地域内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数（新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とする。）とした上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

現行制度

措置内容

雇用増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除

企業

雇用増加企業に対するインセンティブ付与



新たな雇用機会の確保

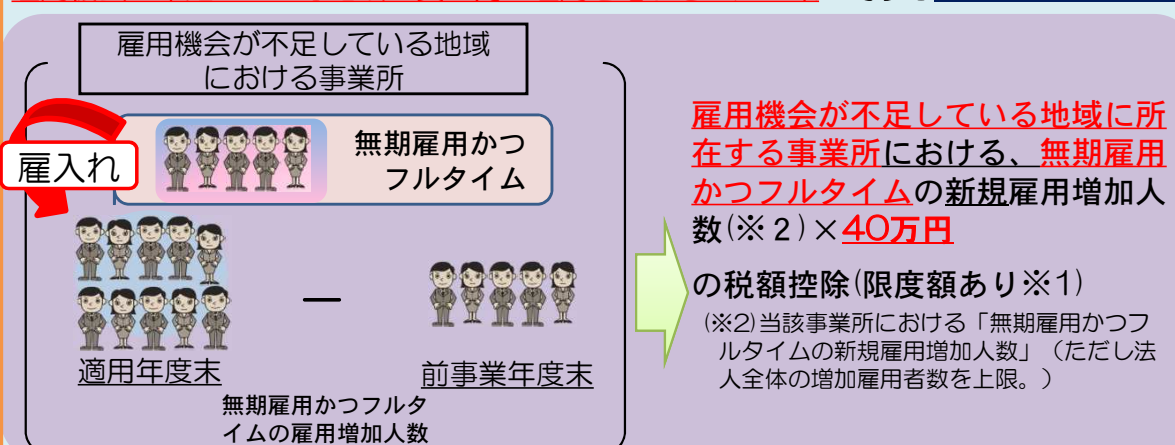
改正後

措置内容

雇用機会が不足している地域（地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域）における質の高い雇用（無期雇用かつフルタイム）の創出について、増加人数1人当たり、**40万円**の税額控除

企業

雇用機会が不足している地域で質の高い雇用を増加させた企業に対するインセンティブ付与



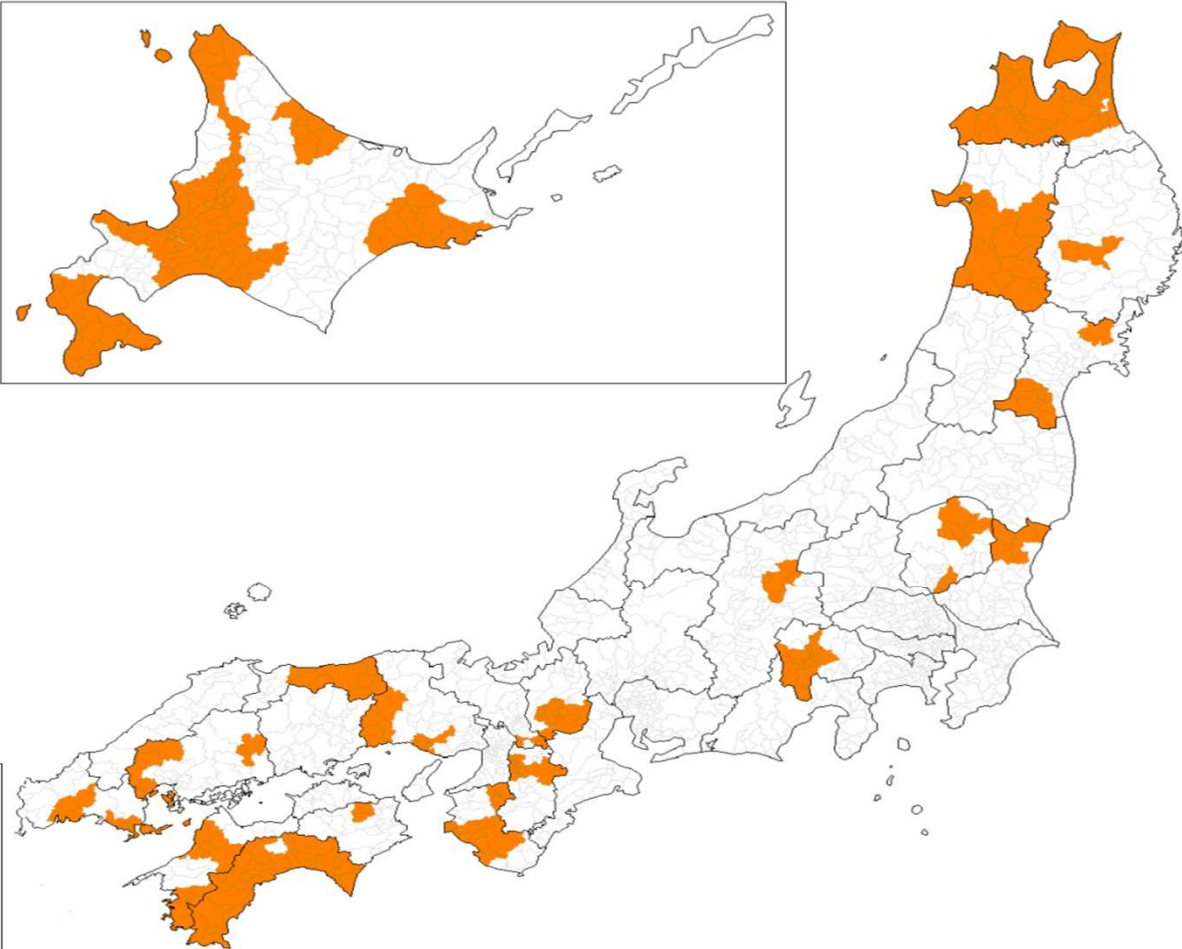
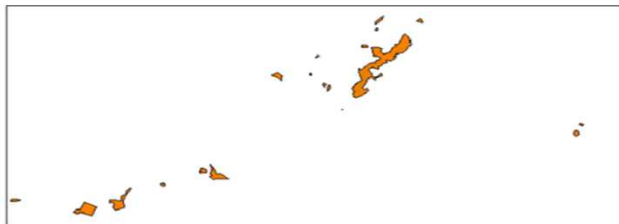
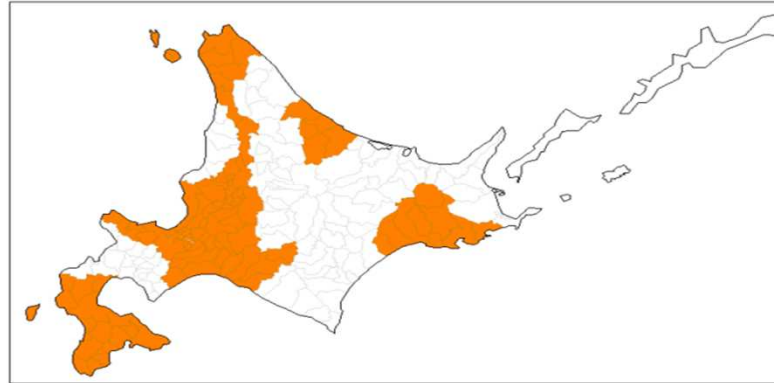
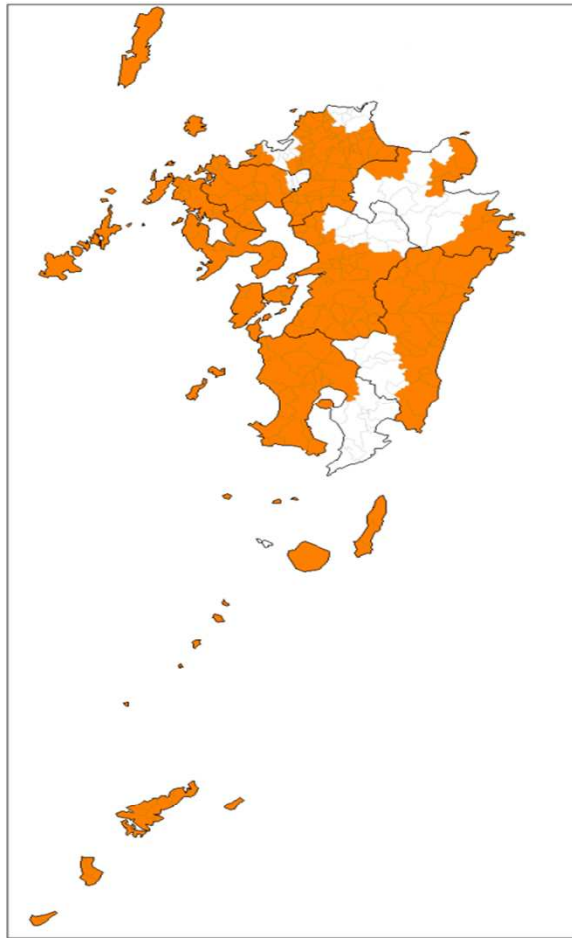
雇用機会が不足している地域における質の高い雇用の創出

適用要件

- ・適用年度中に雇用保険一般被保険者の数を5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上増加させること
- ・適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- ・適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
- ・風俗営業等を営む事業主ではないこと

同意雇用開発促進地域※ (平成27年10月1日現在)

※ 雇用開発促進地域の基準等を満たした地域のうち、厚生労働大臣が同意した地域



○ 同意雇用開発促進地域28道府県101地域
(管轄ハローワーク数※123所)

※ 当該地域の構成市町村とハローワーク管轄地域の構成市町村が一部一致しない地域がある。

雇用開発促進地域(雇用情勢が特に厳しい地域)

【区 域】ハローワークの管轄を基本(労働市場圏を想定)

【雇用情勢】有効求人倍率が全国平均の3分の2(1以上の場合は1、0.67未満の場合は0.67。全国平均が0.67未満の場合は全国平均)以下、労働力人口に対する求職者割合が全国平均以上

【計画期間】3年以内 等

同意雇用開発促進地域一覧(28道府県 101地域)

(平成27年10月1日現在)

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
北海道	江別等地域	江別市、北広島市、新篠津村	札幌東	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	千歳地域	恵庭市、千歳市、夕張市、長沼町、栗山町、由仁町	千歳	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	滝川地域	滝川市、芦別市、赤平市、砂川市、歌志内市、深川市、新十津川町、上砂川町、奈井江町、幌加内町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	滝川	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	岩見沢地域	岩見沢市、三笠市、美唄市、南幌町、月形町、浦臼町	岩見沢	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	小樽地域	小樽市、仁木町、余市町、赤井川村、積丹町、古平町	小樽	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	苫小牧地域	苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町、白老町、日高町、平取町	苫小牧	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	稚内地域	稚内市、猿払村、天塩町、遠別町、豊富町、幌延町、利尻町、利尻富士町、礼文町	稚内	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	札幌地域	札幌市、石狩市、当別町	札幌、滝川、札幌東、札幌北	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	函館地域	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	函館	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	紋別地域	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	紋別	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	釧路地域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	釧路	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
青森県	津軽地域	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、弘前市、平川市、藤崎町、大鰐町、西目屋村、板柳町、五所川原市、つがる市、繻ヶ沢町、深浦町、鶴田町、中泊町、黒石市、田舎館村	青森、弘前、五所川原、黒石	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	上北・下北地域	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、三沢市、十和田市、六戸町、おいらせ町	むつ、野辺地、三沢	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
岩手県	花巻地域	花巻市	花巻	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
宮城県	県南地域	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町	大河原	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	登米地域	登米市	迫	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
秋田県	南部地域	大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村	大曲、横手、湯沢	平成25年9月1日から平成28年8月31日まで
	由利地域	由利本荘市、にかほ市	本荘	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	秋田・男鹿南秋地域	秋田市、男鹿市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	秋田	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
茨城県	高萩・北茨城地域	高萩市、北茨城市	高萩	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	常陸大宮地域	常陸大宮市、常陸太田市、大子町	常陸大宮	平成26年10月1日から平成29年9月30日まで
栃木県	矢板地域	矢板市、さくら市、塩谷町	矢板	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	大田原地域	大田原市、那須塩原市	大田原	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
	小山地域	小山市、下野市、野木町	小山	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
山梨県	峡南地域	市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町	鵜沢	平成25年5月1日から平成28年4月30日まで
	峡中・笛吹地域	甲府市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、昭和町	甲府	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
長野県	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町	上田	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
滋賀県	東近江地域	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町	東近江	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	南部地域	草津市、守山市、栗東市、野洲市	草津	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	甲賀地域	甲賀市、湖南市	甲賀	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
京都府	山城中部(西地区)-相楽地域	京田辺市、木津川市、井手町、笠置町、和束町、精華町、南山城村	京都田辺	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
兵庫県	明石地域	明石市	明石	平成25年5月1日から平成28年4月30日まで
	三木地域	三木市	西神	平成25年5月1日から平成28年4月30日まで
	加古川・高砂・加古地域	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町	加古川	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	西播磨地域	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、上郡町、佐用町、安富町	龍野	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
奈良県	桜井公共職業安定所地域	桜井市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、東吉野村	桜井	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	大和郡山公共職業安定所地域	大和郡山市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町	大和郡山	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	大和高田公共職業安定所地域	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	大和高田	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
和歌山県	御坊・日高地域	御坊市、美浜町、日高町、由良町、日高川町、印南町	御坊	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	橋本・伊都地域	橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町	橋本	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	田辺・西牟婁地域	田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町	田辺	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
鳥取県	鳥取公共職業安定所地域	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	倉吉公共職業安定所地域	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	倉吉	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
広島県	江田島地域	江田島市	呉	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	安芸太田・北広島地域	安芸太田町、北広島町	可部	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
	府中・神石高原地域	府中市、神石高原町	府中	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
	大竹・廿日市地域	大竹市、廿日市市	廿日市	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで
山口県	防府地域	防府市	防府	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	柳井地域	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町	柳井	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	山口地域	山口市	山口、防府	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
	下松地域	下松市、光市	下松	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
徳島県	吉野川・阿波地域	吉野川市、阿波市	吉野川、美馬	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
愛媛県	宇和島地域	宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町	宇和島	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	松山地域	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	松山	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
高知県	高知県東部地域	室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、香南市、香美市	安芸、香美	平成25年9月1日から平成28年8月31日まで
	高知県中部地域	高知市、南国市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、土佐市、いの町、日高村	高知、いの	平成25年9月1日から平成28年8月31日まで
	高知県西部地域	須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、檜原町、津野町、四万十町、宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町	須崎、四万十	平成25年9月1日から平成28年8月31日まで
福岡県	福岡東地域	宗像市、古賀市、福津市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	福岡中央、福岡東	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
	福岡南地域	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町	福岡南	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
	福岡西地域	糸島市	福岡西	平成25年4月1日から平成28年3月31日まで
	筑豊・京築地域	直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	行橋、直方、飯塚、田川	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	南筑後地域	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、みやま市、広川町	八女、大牟田	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	中間遠賀地域	中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	八幡	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	北筑後地域	久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大川市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町	久留米、朝倉	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
佐賀県	唐津地域	唐津市、玄海町	唐津	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	伊万里・武雄地域	伊万里市、有田町、武雄市、大町町、江北町、白石町	伊万里、武雄、鹿島	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	鹿島地域	鹿島市、嬉野市、太良町	鹿島	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	佐賀地域	多久市、小城市、神埼市、佐賀市	佐賀	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
長崎県	県北地域	佐世保市、平戸市、松浦市、小値賀町、佐々町	佐世保、江迎	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	大村・東彼杵地域	大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町	大村	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	五島地域	五島市、新上五島町	五島	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	対馬・壱岐地域	対馬市、壱岐市	対馬	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	長崎・西海地域	長崎市、西海市、長与町、時津町	長崎	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	諫早・島原地域	島原市、諫早市、雲仙市、南島原市	諫早、島原	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで

都道府県	地域名	構成市町村	公共職業安定所	期間
熊本県	荒尾・玉名地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町	玉名	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	宇城地域	宇土市、宇城市、美里町	宇城	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	八代地域	八代市、氷川町	八代	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	水俣・芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町	水俣	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	球磨地域	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	球磨	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	天草地域	天草市、上天草市、苓北町	天草	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	熊本地域	熊本市、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	熊本、菊池、宇城	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
大分県	中津地域	中津市	中津	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	別府地域	別府市、杵築市、国東市、日出町、姫島村	別府	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
	佐伯地域	佐伯市、臼杵市、津久見市	佐伯	平成27年5月1日から平成30年4月30日まで
宮崎県	県北地域	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	延岡、日向	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	県南地域	日南市、串間市	日南	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	西都児湯地域	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町	高鍋	平成26年4月1日から平成29年3月31日まで
	県央地域	宮崎市、国富町、綾町	宮崎	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
鹿児島県	指宿地域	指宿市	指宿	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	川辺地域	枕崎市、南さつま市、南九州市	加世田、指宿	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	北薩地域	阿久根市、出水市、長島町、薩摩川内市、さつま町	出水、川内	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	始良・伊佐地域	始良市、伊佐市、霧島市、湧水町	国分	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	熊毛地域	西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町	鹿児島	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	奄美地域	奄美市、喜界町、龍郷町、瀬戸内町、天城町、徳之島町、伊仙町、知名町、和泊町、与論町、大和村、宇検村	名瀬	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	日置地域	日置市、いちき串木野市	伊集院	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで
	鹿児島地域	鹿児島市、十島村、三島村	鹿児島	平成27年4月10日から平成30年4月9日まで
沖縄県	本島北部地域	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村	名護	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	本島中部地域	うるま市、宜野湾市、沖縄市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村	沖縄	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	本島南部地域	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、八重瀬町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	那覇	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	宮古地域	宮古島市、多良間村	宮古	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで
	八重山地域	石垣市、竹富町、与那国町	八重山	平成25年10月1日から平成28年9月30日まで

大綱の概要

地域再生法の改正を前提に、雇用者数が増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）について、次の見直しを行う。

拡充型 地方にある企業の本社機能等の強化を支援

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

- 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域であって、単独自治体、又は地域連携により概ね人口10万人以上の経済圏を構成し、一定の事業集積が認められる地域
- 本社機能の受入促進策を講じていること

↓ 企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

地方拠点の当期増加雇用者数 1人当たり以下を税額控除 (ただし、法人全体の雇用者の純増数を上限)

- ★法人全体の雇用者増加率が10%以上 **50万円**
- ★法人全体の雇用者増加率が10%未満 **20万円**

移転型 東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り

以下の要件を満たす計画を自治体が策定し国が認定

- 地域要件：東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く全地域
- 本社機能の受入促進策を講じていること

↓ 企業の地方拠点強化実施計画(知事承認)

- 当期の地方拠点の増加雇用者
1人当たり **50万円/20万円** を税額控除 (ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)
- ①に加え、当該地方拠点における当期増加雇用者数
1人当たり **30万円** の税額控除を追加
(※②は最大3年間継続。ただし、当該地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した後は不適用)

従来の雇用促進税制

適用要件

- 適用年度中に雇用保険一般被保険者の数が5人(中小企業は2人)以上かつ10%以上増加
- 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと
- 適用年度における「支払給与額」が、その前事業年度よりも、一定以上増加

措置内容 雇用増加人数1人当たり**40万円**の税額控除

税額控除のイメージ

	1年目	2年目	3年目
30万	30万	30万	
50万	初年度 1人最大80万円 3年間 1人最大140万円		

地方拠点強化税制の拡充

地方拠点強化税制により拡充された雇用促進税制(特則)の適用を受ける法人等が、その同一事業年度において、所得拡大促進税制の適用を受けられることとする。(ただし、両税制を併用する場合は、所得拡大促進税制の適用の基礎となる企業全体の雇用者給与等支給増加額から、雇用促進税制の対象となる特定業務施設に係る増加雇用者の給与額を控除)

平成27年度改正(創設)

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

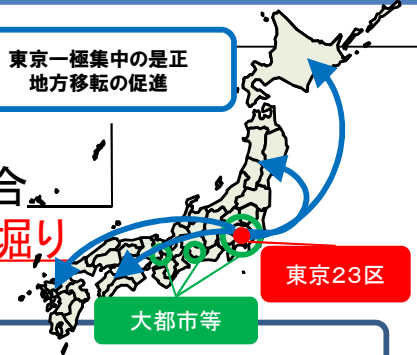
地方の企業の拠点拡充



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも**支援措置を深掘り**

東京一極集中の是正
地方移転の促進



地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事認定)

オフィス
減税

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は
税額控除4% (※) ※計画認定が平成29年度の場合は2%

オフィスに係る建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は
税額控除7% (※) ※計画認定が平成29年度の場合は4%

雇用促進
税制
(特則)

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で
①法人全体の増加雇用者数が5人(中小企業は2人)かつ雇用増加率が10%以上の場合、増加雇用者1人当たり50万円を税額控除《従来の40万円に、地方拠点分は10万円上乘せ》
②法人全体の雇用増加率10%未満の場合でも、1人当たり20万円を税額控除

諸要件(事業主都合の離職者なし、支払給与額一定以上等)を満たした上で
①増加雇用者1人当たり最大80万円を税額控除
拡充型50万円(もしくは20万円)に、地方拠点分は更に30万円上乘せ
②①のうち30万円分は、雇用を維持していれば、最大3年間継続
※②は法人全体の雇用増がなくても、東京から地方への移転者にも適用

平成28年度の拡充

所得拡大
促進税制

併用可能
とする
雇用促進
税制(特則)

雇用者給与等支給額を規定の割合以上増加させる等の要件を満たした場合に、雇用者給与等支給増加額の10%を税額控除

(併用イメージ)

控除額
選択
適用

雇用促進
税制
(特則)

or

所得拡大
促進税制

併用
可能

所得拡大
促進税制

雇用促進
税制
(特則)

拡充

雇用促進税制(特則)の対象となる増加雇用者の給与額に基づき調整

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《 雇用政策研究会(都道府県別労働力需給推計)について 》

- 昨年12月に、雇用政策上の課題のうち、「人的資本の質の向上」「全員参加の社会にふさわしい働き方の構築」「人手不足産業」「地域の雇用機会の確保」などについて焦点を当て、平成26年10月から9回にわたり検討を重ねてきた結果を、雇用政策研究会報告書にまとめたところ。

※ 雇用政策研究会は、様々な経済構造の変化等の下で生じている雇用問題に関して、効果的な雇用政策の実施に資するよう、学識経験者を参集し、現状の分析を行うとともに、雇用政策のあり方を検討するもの。

- 報告書では、経済成長や各種施策の効果(日本再興戦略のKPIの達成等)など一定の仮定をおいた上で、将来(2020年、2030年)の我が国の就業者数などを推計する「労働力需給推計」を実施しており、地方創生の検討に資するため、都道府県別の将来推計も実施している。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105744.html>

- 都道府県労働局を通じて、各都道府県にも情報提供させていただいているところであり、是非ご活用いただきたい。

テーマ

人口減少下での安定成長を目指して

人的資本のポテンシャルの最大発揮

人口減少局面における供給制約の中で、国民生活の物心両面での向上を実現するため、個々の労働の質を高めることが必須となる。

○幼児期から高齢期までの生涯を通じた**能力開発**

- ・就学前、学校教育段階の学びによる基礎能力の向上
- ・若年期から中高年期に至るまでの能力開発と節目節目におけるキャリアコンサルティングの実施（ジョブカードも活用し推進）
- ・正社員以外の方等へのキャリアアップ支援、正社員化の推進



○個々の能力が最大限発揮される**環境整備**

（⇒良質な雇用の実現）

- ・マッチング機能強化等による人材の最適配置
- ・長時間労働の抑制と「多様で柔軟な働き方」の推進
- ・公正な処遇、安全衛生管理、ハラスメント対策

構造的な人材不足への対応

様々な分野や地域における構造的な「人材不足」が成長のボトルネックとならないよう、積極的な雇用政策を行うことが求められる。

人材不足分野における対策

- 労働条件等の改善のための行政と業界団体等との連携
- 人材不足を好機と捉え、省力化の取組を通じた技術革新
- 個別分野（介護・保育・看護・建設・運輸など）の状況に応じた支援

地域雇用対策

★これまでの「地域間の雇用機会の格差対策」という観点に留まらず、「人口減少対策」を念頭に地域雇用対策を実施する必要が生じている。
⇒「人の生活を支える」という視点が重要。

- 若年層（進学・就職）、働き盛りの層、シニア層等、各々の年齢層に合わせた人材還流施策と人材育成施策
- 「働き方改革」の推進等による良質な雇用の創出
- 国、地方自治体及び地域の関係者の連携
- 人口構造や産業集積状況等の地域特性に応じた施策の推進

労働生産性の向上

労働生産性の向上

賃金への適切な反映

消費の拡大

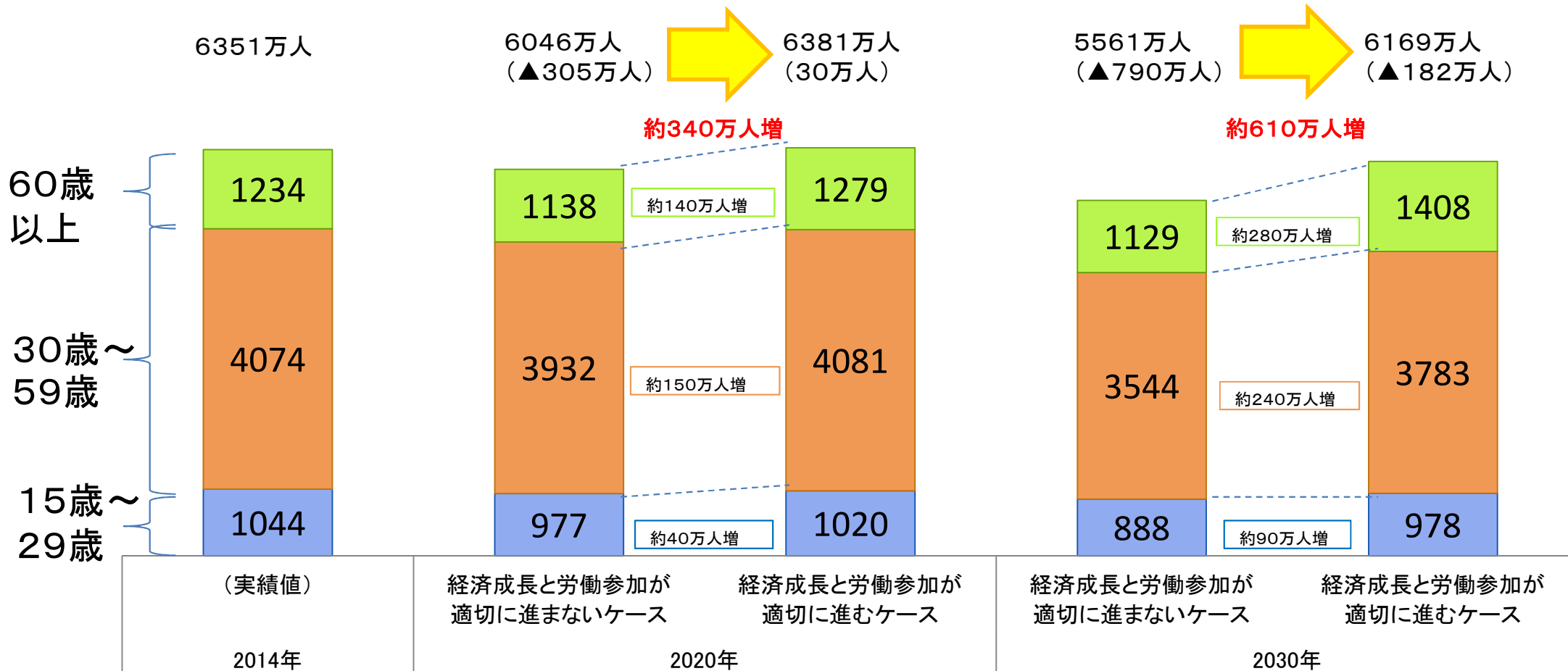
国民生活の物心両面での向上

経済成長

生産能力確保のための人材供給

○ 「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」は、2030年の就業者数が▲790万人(2014年比)となるが、「経済成長と労働参加が適切に進むケース」では、その場合よりも約610万人増となり、2014年比で▲182万人にとどまる見込みである。

2030年までの就業者シミュレーション(男女計)



資料出所:2014年実績値は総務省「労働力調査」、2020年及び2030年は(独)労働政策研究・研修機構推計
 ※推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等を用いて行ったもの
 ※経済成長と労働参加が適切に進むケース:「日本再興戦略」を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進むケース
 ※経済成長と労働参加が適切に進まないケース:復興需要を見込んで2020年まで一定程度の経済成長率を想定するが、2021年以降は経済成長率はゼロ、かつ労働市場への参加が進まないケース(2014年性・年齢階級別の労働力率固定ケース)
 ※図中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、年齢計と内訳の合計は必ずしも一致しない。増減差は表章単位の数値から算出している。

労働力需給推計の活用による政策シミュレーション 都道府県別推計

平成27年度 雇用政策研究会報告書 概要

	就業者数(万人)					就業率(%)				
	2014年	2020年		2030年		2014年	2020年		2030年	
		経済成長と労働参加が適切に進まないケース	経済成長と労働参加が適切に進むケース	経済成長と労働参加が適切に進まないケース	経済成長と労働参加が適切に進むケース		経済成長と労働参加が適切に進まないケース	経済成長と労働参加が適切に進むケース	経済成長と労働参加が適切に進まないケース	経済成長と労働参加が適切に進むケース
全国	6351	6046	6381	5561	6169	57.3	55.2	58.3	53.2	59.0
北海道	254.1	232.3	247.1	203.5	228.2	53.1	50.0	53.2	47.3	53.1
青森県	65.0	58.0	61.7	49.2	55.0	55.2	52.3	55.6	49.7	55.7
岩手県	64.2	58.6	61.8	50.7	56.1	56.8	54.5	57.5	52.4	57.9
宮城県	114.1	109.7	115.7	100.5	111.1	57.0	54.7	57.7	52.3	57.8
秋田県	50.5	44.5	47.0	36.8	40.8	53.8	51.3	54.2	48.6	53.9
山形県	56.8	51.4	54.2	44.6	49.1	56.9	54.5	57.4	52.2	57.5
福島県	97.0	91.2	96.1	79.2	87.6	57.2	55.0	58.0	52.3	57.9
茨城県	146.5	139.1	146.9	126.5	140.3	57.6	55.3	58.4	53.0	58.8
栃木県	102.4	96.8	102.1	87.9	97.3	59.5	57.1	60.2	54.7	60.5
群馬県	99.8	94.9	99.8	86.4	95.4	58.2	56.1	59.1	54.1	59.7
埼玉県	370.7	353.6	373.4	328.8	365.3	58.8	56.2	59.3	53.9	59.9
千葉県	313.8	295.8	312.9	273.2	304.3	57.7	54.7	57.8	52.4	58.3
東京都	725.6	721.7	756.7	690.4	760.0	61.5	60.7	63.6	58.7	64.6
神奈川県	465.4	453.3	478.4	429.1	477.1	58.7	56.3	59.4	54.1	60.1
新潟県	116.1	107.9	113.3	95.3	104.6	56.9	54.9	57.7	52.6	57.8
富山県	54.4	50.9	53.2	45.7	49.8	58.0	55.8	58.4	54.0	58.9
石川県	59.0	56.4	59.1	51.8	56.6	59.1	56.9	59.6	54.8	59.9
福井県	40.8	38.4	40.1	34.5	37.5	59.6	57.7	60.2	55.3	60.2
山梨県	43.5	40.9	43.0	36.5	40.3	58.9	57.0	60.0	54.6	60.4
長野県	109.4	102.6	107.7	92.3	101.6	59.6	57.8	60.6	55.8	61.4
岐阜県	103.1	97.2	102.2	88.3	97.4	57.9	56.0	58.8	54.1	59.7
静岡県	191.4	179.4	189.0	162.6	179.8	59.1	56.7	59.7	54.5	60.2
愛知県	388.0	384.9	403.7	368.3	405.3	60.9	59.5	62.4	57.7	63.5
三重県	92.3	87.9	92.3	80.4	88.6	57.9	56.4	59.2	54.5	60.2
滋賀県	69.8	67.8	71.7	64.9	72.0	58.0	55.4	58.6	53.6	59.5
京都府	128.5	122.4	129.3	113.2	126.1	56.0	53.8	56.9	52.0	57.9
大阪府	422.8	404.8	429.1	373.9	418.0	55.0	52.9	56.1	51.2	57.2
兵庫県	260.8	247.9	263.1	228.3	255.5	54.1	51.9	55.1	50.1	56.0
奈良県	62.3	57.6	61.4	51.5	58.1	51.5	48.9	52.1	46.7	52.8
和歌山県	46.0	42.0	44.5	36.7	41.0	53.2	51.4	54.4	49.5	55.3
鳥取県	28.6	26.3	27.7	23.2	25.7	57.0	54.8	57.7	52.5	58.2
島根県	34.3	31.3	32.8	27.4	30.2	56.0	54.0	56.7	52.2	57.4
岡山県	91.7	87.9	92.7	81.6	90.3	55.2	53.7	56.6	52.5	58.1
広島県	138.8	132.7	139.9	122.1	135.2	56.8	54.7	57.7	52.7	58.4
山口県	66.4	61.1	64.5	54.1	60.2	53.3	51.4	54.4	50.0	55.5
徳島県	36.0	33.1	35.1	29.0	32.4	53.4	51.4	54.5	49.4	55.2
香川県	47.3	44.2	46.7	39.8	44.2	55.7	53.5	56.5	51.7	57.5
愛媛県	65.4	60.7	64.3	53.8	60.1	53.6	51.6	54.6	49.7	55.5
高知県	35.7	32.2	34.1	27.9	31.1	54.4	52.0	55.1	50.0	55.8
福岡県	243.9	231.1	245.2	213.6	238.4	55.8	53.1	56.4	50.8	56.8
佐賀県	41.1	37.9	40.2	34.4	38.3	57.2	54.2	57.5	52.4	58.2
長崎県	65.2	58.9	62.6	51.5	57.6	53.7	50.9	54.1	48.6	54.4
熊本県	86.9	81.3	85.9	73.8	81.9	56.0	53.9	57.0	51.9	57.6
大分県	56.3	52.7	55.7	47.9	53.1	54.7	52.7	55.7	51.1	56.7
宮崎県	54.3	50.1	53.0	45.0	49.9	56.2	53.4	56.6	51.2	56.9
鹿児島県	79.5	72.5	77.1	64.4	72.2	54.7	52.2	55.5	50.0	56.0
沖縄県	64.5	62.4	66.6	60.5	68.0	55.0	52.4	56.0	50.2	56.5

資料出所：(独)労働政策研究・研修機構推計

※推計は、(独)労働政策研究・研修機構が、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」等を用いて行ったもの

3. 雇用施策実施方針(地方方針について)

全国厚生労働関係部局長会議 労働分科会

《 雇用施策実施方針(地方方針)について 》

- 雇用対策法施行規則第13条第1項に基づき、都道府県と都道府県労働局が連携する施策について、円滑かつ効果的に実施されるように、都道府県の意向を最大限踏まえた上で各都道府県労働局が策定するもの。
- 地方方針は、各都道府県によって状況が異なることから、各都道府県の様々な状況に対応した必要な施策を組み込んだ形で、独自に策定することができる。
- 普段より知事から指示を受けていること等、都道府県の独自性を汲み取るように労働局も協力するので、都道府県独自の地方方針を策定できるよう、各都道府県労働局と連携していただきたい。
(都道府県労働局には、都道府県に意見聴取するよう指示済み。)
- また、地方自治体と都道府県労働局のさらなる連携強化のため、地方自治体の首長と労働局長を当事者とした「雇用対策協定」を締結したところもあり、こちらの締結促進にも引き続きご協力いただきたい。
(北海道(H24.12)、奈良県(H25.6)、滋賀県(H25.11)、京都府(H26.2)、岩手県(H26.3)、高知県(H26.3)、長崎県(H27.2)、東京都(H27.2)、山口県(H27.3)、長野県(H27.3)、宮崎県(H27.3)、青森県(H27.3)、大阪府(H27.3)、群馬県(H27.3)、沖縄県(27年8月)、福岡県(27年10月)、宮城県(27年10月)、和歌山県(27年11月)、富山県(27年11月)、福井県(27年11月)、香川県(27年12月)、山形県(27年12月) 等)

職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
雇用情勢(P1)	雇用政策課	雇用政策係	近藤	5732
平成28年度予算案について(P7)	総務課	予算係	加藤	5719
一億総活躍社会について(P21)	総務課	企画法令係	山崎・山本	5658・5742
雇用対策における国と地方自治体の連携強化について(P23)	公共職業安定所運営企画室	企画係	高雄	5661
地方自治体との連携による人手不足分野の人材確保等の強化(P40)	首席職業指導官室	職業紹介係	杉原・畠山・宮野	5774
地域雇用対策の推進について(P48)	雇用開発部地域雇用対策室	地域雇用企画係	阪本、中山	5846
建設業における人材確保対策について(P51)	建設・港湾対策室	労働福祉係	坂根・坂本	5803
地域における多様な雇用・就業機会の確保(P54)	高齢者雇用対策課	雇用指導係	安齊・武藤	5823
シルバー人材センターの機能強化(P54)	高齢者雇用対策課	就業対策係	古口・植田	5822
障害者雇用対策について(P59)	雇用開発部障害者雇用対策課	調整係	鶴川	5724
職業訓練について(都道府県等と労働局・ハローワークの連携について)(P70)	訓練受講者支援室	訓練受講者支援企画係	鈴木・西村	5272
非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善について(P71)	派遣・有期労働対策部企画課	総括係	内藤、千明	5279

新卒者等への就職支援(P75)	若年者雇用対策室	若年者雇用対策係	須藤	5775
生活保護受給者等就労自立促進事業について(P89)	就労支援室	特定雇用対策係	笠松	5796
刑務所出所者等就労支援事業について(P90)	就労支援室	特定求職者雇用対策専門官	澤	5817
外国人労働者について(P93)	外国人雇用対策課	調整係	米澤	5687
雇用促進税制(P99)	雇用政策課	企画係	荒井	5749
雇用政策研究会(P108)	雇用政策課	雇用政策係	近藤	5732
地方方針(P112)	雇用政策課	企画係	荒井	5749